

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1121号

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

感染症対策に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）1月25日付けで諮問（第1121号）された感染症対策に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

新型コロナウイルス感染症は、これまで人類が直面したことのない新たな疾病であることから、特にその発生初期の段階では情報が限定され、現在においてもなお不明な点が多い。このため、多くの市民が感染に対する不安を抱きながらの生活を強いられているが、こうした状況下において、行政が提供する情報は、不安軽減のみならず、市民一人一人が感染を避け、まん延を防止するための行動をとるための重要な判断材料となる。

本市では2022年（令和4年）1月19日現在、累計7,648

人の陽性者が発生しており、これは神奈川県内で4番目に多い感染者数であり、今なお歯止めがきかない状況に瀕している。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4条の規定により、国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める、とされているが、そのためには、これまで以上に有益な判断材料を市民に対して提供し、危機意識の向上を図っていく必要があると考える。

また、地域の実情及び市民の需要に即した情報提供を実施するに当たっては、これまでのコロナ対応で培われた保健所の経験、患者本人から収集した患者情報に加えて、専門的知見を基とした分析・研究が必要不可欠であると考え、学校法人慶應義塾大学看護医療学部（以下「SFC」という。）と共同研究事業に関する協定を締結し、進める予定である。

以上のことから、患者情報を新たにコンピュータ処理し、SFCに目的外に提供する必要があることから、条例第12条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 個人情報の目的外提供について

### ア 個人情報を目的外に提供する必要性

疫学や公衆衛生に関して専門的知識を有するSFCと協働で研究し、従来の調査・分析方法よりも地域の特性、市民の需要に即した分析を行う必要があることから、SFCに個人情報を提供するものである。

### イ 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

なお、本人通知は省略するが、協定締結の旨を公表する際に当該取組を実施するに当たり個人情報の取扱いがあることについて本市ホームページに掲載することで事前に周知を図る。

### ウ 目的外に提供する個人情報の項目

- (ア) 性別
- (イ) 年齢
- (ウ) 職業
- (エ) 症状
- (オ) 診断日
- (カ) 発症日
- (キ) 死亡年月日
- (ク) 妊娠の有無
- (ケ) 入院優先度判断スコア
- (コ) 基礎疾患の有無及び症状
- (サ) 入院日及び退院日

- (シ) 重症度
- (ス) 同居人の有無
- (セ) 感染経路
- (ソ) 患者が所属する施設の業種及び業態

なお、S F Cに提供するデータは、氏名及び住所を削除しているため、S F Cでは当該データから特定の個人を識別することはできない。

エ 個人情報をも目的外に提供する相手方

学校法人慶應義塾大学看護医療学部

オ 提供方法及び返却方法

S F Cにデータを提供する際の記録媒体は、H D D又はU S Bメモリとする。記録媒体の受渡しの際には、保健予防課職員2人以上で対応するものとし、記録媒体利用管理簿に記載した上で、協定先のS F Cに直接持ち込み、本研究に際し定めたS F Cの管理責任者に対し、記録媒体を直接引き渡すものとする。

S F Cによる分析終了後、データ提供時に渡したH D D又はU S Bメモリに、本市が提供したデータと分析結果データを保存し、S F Cから本市に返却させるものとする。

なお、万が一記録媒体を紛失又は盗難した場合に備え、提供するデータは事前に暗号化処理する。

(3) コンピュータ処理について

ア 分析・研究の手法

本市が保有する患者の性別、年齢、職業等の情報を総合的に分析し、重症化しやすいケース、本市の患者の特徴等を明らかにする。

イ コンピュータ処理を行う必要性

2022年(令和4年)1月19日現在、本市が対応した患者は、7,648人おり、膨大なデータを総合的に分析する作業は非常に煩雑かつ非効率になることが想定される。そのため、事務処理の迅速化及び効率化を図り、情報の正確な分析を目的としたコンピュータ処理が必要となる。

ウ コンピュータ処理を行う手順

(ア) 分析・研究に使用するデータの抽出作業

患者情報15項目から構成されるデータを情報系システム端末内にあるNドライブから抽出し、パスワード処理をする。

作業については、インターネットとは接続されていない健康医療部の管理端末において実施する。

(イ) S F Cによる分析作業

a 本市の現状分析

データ収受後、平均年齢や重症化しやすいケース等をすべての項目から総合的に分析し、その総括及びその結論に至った経緯等を記した「新型コロナウイルス感染症に係る本市の状況(令和3年度版)」を分析し、作成する。

b 藤沢市保健所への報告

研究の成果物として、「新型コロナウイルス感染症に係る本市の状況（令和3年度版）」を本市に提出する。

藤沢市保健所は受領した「新型コロナウイルス感染症に係る本市の状況（令和3年度版）」を本市ホームページ等で公表し、感染症に関する正しい知識や予防に必要な情報を市民に対して提供し、危機意識の向上を図っていく。

c データの返却

分析終了後、本市からSFCに提供するデータはすべて本市に返却させるものとする。

なお、本事業に基づく研究の成果物である「新型コロナウイルス感染症に係る本市の状況（令和3年度版）」については、特定の個人を識別できる情報は含まないことから、学術的な研究及び論文発表に使用するものとして、SFCに提供するものとする。ただし、学術的な研究及び論文発表に使用する場合、本市の自治体名及び地名は公表しないものとする。

エ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

- (ア) 性別
- (イ) 年齢
- (ウ) 職業
- (エ) 症状
- (オ) 診断日
- (カ) 発症日
- (キ) 死亡年月日
- (ク) 妊娠の有無
- (ケ) 入院優先度判断スコア
- (コ) 基礎疾患の有無及び症状
- (サ) 入院日及び退院日
- (シ) 重症度
- (ス) 同居人の有無
- (セ) 感染経路
- (ソ) 患者が所属する施設の業種及び業態

(4) 安全対策

ア 本市の安全対策（情報系システム端末内Nドライブ）

(ア) セキュリティ対策

本市において利用するNドライブについては、職員ポータル画面から起動されるため、指紋認証を含めた高度なセキュリティ対策を行っている。

端末については、ワイヤーロックで施錠されている。

(イ) アクセス制御

患者情報一覧については、コロナ対策業務に当たる保健予防課及び事務応援職員のみが閲覧及び編集できるものとし、取り扱うすべての情報に対し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏

えい等が行われないよう管理を徹底する。

イ S F Cに求める措置

(ア) 組織的安全管理措置

a 個人情報管理責任者の設定

個人情報の管理に当たっては、管理責任者及び施錠等の管理方法を定め、情報の無断持ち出しの禁止を徹底し、紛失等の事故が生じないよう管理をするものとする。

b 個人情報の取扱いに係る基準

本市から提供された個人情報，本事業を履行する過程において作成された個人情報に係る帳票並びに電子，磁気及びその他の記録の管理及び保管については，条例，藤沢市情報セキュリティポリシー，藤沢市情報システム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努めることとする。

c 漏えい等の事案に対応する体制の整備

本事業に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し，又は事故の発生が予想される場合は，直ちにその旨を本市に通知し，本市の指示を受けるとともに，遅滞なく事故等の状況を書面により本市に報告するものとする。

(イ) 人的安全管理措置

a 従業者への規程の周知

個人情報の安全管理について，従業者の役割及び責任を定めた規程等を周知することとする。

b 従業者の教育

個人情報の安全管理について，従業者に対し，十分な教育を行うこととする。

c 物理的安全管理措置

(a) 個人情報を取り扱う区域の管理

個人情報を取り扱うに当たり，施錠及び入退室管理の可能な場所で作業するものとし，本研究に従事する者以外が容易に個人情報を閲覧できないよう措置を講ずるものとする。

(b) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

個人情報を取り扱う機器，個人情報が記録された記録媒体及び個人情報が記載された書類等は，施錠可能なキャビネット又は書庫等に保管するものとする。

なお，個人情報を取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は，当該機器をセキュリティワイヤー等に固定するものとする。

(c) 記録媒体の管理

個人情報を保存する記録媒体は，施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等，適正に管理するものとする。

(d) 記録媒体の返却又は廃棄

本事業終了時までには、本事業に係るデータを本市に返却又は復元不可能な状態にした後に廃棄することとする。

なお、廃棄する場合は、本市保健予防課職員立会いの下、廃棄処理を行うものとする。

d 技術的安全管理措置

(a) アクセス制御

個人情報を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人情報への不要なアクセスを防止するものとする。

(b) 外部からの不正アクセス等の防止

S F Cが研究に使用する機器及び情報システムは、最新の状態に保たれたウイルス対策ソフト等を使用したセキュリティ環境下において管理するものとする。

(c) 成果物の報告

成果物等を記録媒体等で本市に提出する場合には、最新の状態に保たれたウイルス対策ソフト等を使用し、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認するものとする。

e 分析結果データの受領

本事業に使用する目的で本市がS F Cに提供したデータ及び本事業に基づく分析結果データを保存した記録媒体をS F Cから本市へ引き渡す際には、記録媒体利用管理簿に記載した上で、本市保健予防課職員が協定先のS F Cに直接受領に行くものとする。その際は、本市保健予防課職員は2人以上で対応し、研究に際し定めたS F Cの管理責任者から記録媒体を直接受領するものとする。

なお、万が一記録媒体を紛失又は盗難した場合に備えて、S F Cから受領するデータは事前に暗号化処理するものとする。

(5) 実施時期（予定）

2022年（令和4年）3月

(6) 提出資料

ア 患者の個人情報例

イ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る業務に関する連携協定書（案）

エ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

疫学や公衆衛生に関して専門的知識を有する S F C と協働で研究し、従来の調査・分析方法よりも地域の特性、市民の需要に即した分析を行う必要があることから、S F C に個人情報を提供するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

個人情報を目的外に提供することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

2022年(令和4年)1月19日現在、本市が対応した患者は、7,648人おり、膨大なデータを総合的に分析する作業は非常に煩雑かつ非効率になることが想定される。そのため、事務処理の迅速化及び効率化を図り、情報の正確な分析を目的としたコンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策等について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)ア及びイに示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 本市の安全対策

a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(ア), ア(イ)

b システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(ア)

c その他の安全対策を高めるための措置

ア(イ)

d 日常的な安全対策

ア(ア)

- (イ) S F Cに求める措置
  - a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置  
イ(イ) c (a), イ(イ) d (a)
  - b 担当者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置  
イ(ア) a
  - c データ媒体の紛失を防ぐための措置  
イ(イ) c (c)
  - d ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置  
イ(イ) d (b)
  - e データ媒体の安全性を高めるための措置  
イ(イ) d (c), イ(イ) e
  - f 利用後にデータを確実に消去するための措置  
イ(イ) c (d)
  - g 日常的な安全対策  
イ(ア) a, イ(ア) b, イ(イ) c (b), イ(イ) c (c)
  - h 実施機関が S F Cの安全対策を確認できるようにするための措置  
イ(ア) c, イ(イ) c (d)
  - i その他の安全対策を高めるための措置  
イ(ア) a, イ(イ) a, イ(イ) b

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上